

里親の認定要件

養育里親

- ① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- ② 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）
- ③ 都道府県知事が行う里親研修を修了していること。
- ④ 里親本人又はその同居人が欠格事由に該当していないこと。

【欠格事由】

- ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）又は政令第35条で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 児童虐待又は被措置児童虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

専門里親

- ① （1）の①から④までのすべてに該当すること。
- ② 次の要件のいずれかに該当すること
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ③ 専門里親研修を修了していること。
- ④ 委託児童の養育に専念できること。

養子縁組里親

- ① （1）の①から④までのすべてに該当すること。
- ② 養子縁組によって養親となることを希望する者であること。

親族里親

- ① （1）の①及び④に該当すること。
- ② 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- ③ 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。